

第17回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年6月26日（月）14:00～15:00
2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、高橋滋
（専門委員）村上文洋
（政府）山本大臣
（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進次長、西川参事官
4. 議題：
（開会）
議題1 IT時代の遠隔教育
（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、「規制改革推進会議 第17回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は大田議長に御出席をいただいております。

吉田委員、江田委員、八代委員は所用により御欠席でございます。

山本大臣に御出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、大臣より御挨拶をいただきます。

○山本大臣 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は「高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」に関し、前回のワーキング・グループでのさまざまな指摘を踏まえ、改めて文化審議会の著作権分科会で御議論いただいた内容について、文部科学省からヒアリングを行うと伺っております。

この遠隔教育については、参議院の内閣委員会で維新の先生から質問が出まして、全く我々と同じような問題意識を持っているということで、やはりそうした問題点をみんな感じているのだと思っております。そういう意味で、閣議決定の趣旨に沿った改革の実行をしっかりと進めていただきたいと思います。

規制改革実施計画が今月9日に閣議決定されたばかりであります。委員の皆様におかれましては、さらなる改革の具体化に向け、これまでと同様、活発な御議論をよろしくお

願いたいと思います。

ありがとうございます。

○西川参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行、原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「IT時代の遠隔教育」です。

遠隔教育については、先般、本格的推進のための施策方針などを含む規制改革実施計画が閣議決定されました。このうち著作権に関しては、これまで何回か御議論させていただいておりますところですが、今月16日の文化審議会著作権分科会において、高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の扱いについて、再度議論がなされたと承知しております。

本日は、その際の議論について文部科学省より御報告を受けた上で、改めて議論を行いたいと思います。

では、まず文科省さんから御説明をお願いいたします。

○永山審議官 文化庁審議官をしております永山と申します。私から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

基本的に資料1に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思います。先ほど御紹介ありましたように、今月の9日に閣議決定されました「規制改革実施計画」におきまして、遠隔教育に関して、「平成27年4月から高等学校で解禁された『同時双方向型の遠隔授業』における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる」とされたことを踏まえまして、先々週になります、16日の金曜日に著作権分科会において、2時間弱にわたり本課題に絞って検討を行わせていただきました。

検討の結果につきましては、参考資料1が全体の提言といえますか、報告書でございますけれども、全体自体はかなり大部ですので、本日は資料1の概要をもちまして、御説明をさせていただきたいと思います。

分科会におきましては、先般、4月の会議で山本大臣から強い御指摘をいただきましたことを踏まえまして、検証の対象となる行為について、改めて正確に審議会、分科会の方に御説明をさせていただきました。その上で、本課題の検討においては、規制改革推進会議様と同様に、遠隔教育を推進する観点が必要であるということを確認した上で、検討を行いました。

具体的な審議に当たりましては、規制改革推進会議様の方からいただいております、さまざまな御指摘というものを紹介させていただきまして、議論を行っております。詳細は後ほど御説明いたしますけれども、方向としては、法律上は高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」のための公衆送信も補償金の対象にするという方向性になっております。ここは従来の御説明と変わっておりませんが、議論の過程ではさまざまな御指摘を踏まえて、インセンティブへの懸念ということについても議論がなされました。

著作権分科会としても、この問題に対する認識を共有させていただいておきまして、そうした問題の解決のために、運用上の幾つかの配慮を行う必要があるということで、具体的な提言が行われているところでございます。

それでは、資料1の方で具体的に御説明をさせていただきたいと思っております。

1. 検討の経緯は今、御説明させていただいた内容ですので、省略をさせていただきたいと思っております。

2. 検討結果・今後の対応についてというのは、本体でございます。

最初のパラグラフですが、これは基本的な認識でございます。著作権分科会としては、教育の情報化を推進していくことの重要性を強く認識しているということ、そういう認識に立ち、高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」を初めとする遠隔授業についても、速やかに施策を講じることが重要であるというのが基本的な認識でございます。

その上で、今回の高等学校における遠隔教育についての基本的な考え方が第2パラグラフでございます。

著作権分科会として補償が必要かどうかを判断する基準というものを最初の4行で整理しております。これまでも御説明しているところでございますけれども、学校で行われる各行為、複製や送信、さまざまな行為について、権利者に及ぶ不利益が軽微とは言えない水準に達していると認められた場合については、補償金の対象にすることが必要であるということが基本的な考え方でございます。

ただ、これまでも法的安定性ということで御説明させていただいておりますけれども、現行法上無償の権利制限の対象になっているという場合に限りまして、その例外とするということでございますが、基本的な考えとしては、現行の高校などで行われている対面授業も含めて、軽微とは言えないという中で、こういう考え方をとっているわけでございます。

その上で、そういう考え方を前提にしますと、今回改めて権利制限の対象になっていない行為について、無償の権利制限の対象と整理するためには、権利者に及ぼす不利益が軽微というように言えないといけないということになるわけでございます。そういう観点から平成27年4月に解禁された高等学校の「同時双方向型の遠隔授業」について考えてみると、例えばということでございますが、「同時双方向型の遠隔授業」も対面授業のために行われる複製、現在は無償の権利制限の対象になっている行為でございますが、複製や「遠隔合同授業」のために行われる公衆送信に比べて、権利者に与える不利益の程度は少ないということが、制度上担保されているという要因が存在するという事は、制度的にはないということ踏まえると、高校の「同時双方向型の遠隔授業」を含む異時授業公衆送信等については、補償金請求権付きの権利制限規定の対象とすべきということが、著作権分科会としての考え方でございます。

一方、法的安定性という観点から、現行法上無償とされている行為、複製と「遠隔合同授業」については、引き続き無償とすべきであるという基本的な考え方でございます。

その後、そういう方向性をどう評価するかということですが、著作権分科会としては、この制度改正によって、これまで許諾が必要であった行為について許諾が不要になるという点で、2ページになりますけれども、著作物の利用環境は飛躍的に改善される。教育の情報化に非常に資する面が強いということから、そういう改善に資すると評価しております。また、今回の検討に当たりましては、幅広い教育関係団体の意見も聴取しながら取りまとめたということで、現時点における最も望ましいバランスをとったルールを提示したということで、考えてございます。

ただ、法制度としてはそのように考えておりますけれども、幾つか課題もございます。その課題については、制度の運用上の工夫、又は配慮によってできる限り対応していくという方向が適切ではないかということで、次のパラグラフですが、「もっとも」以下で、2つの面の運用上の配慮。1つは補償金の定め方についての工夫、配慮、また、高校の遠隔教育における実際の補償金額における工夫、配慮という2点についての配慮が必要であるということで整理をされております。

1点目でございますが、「もっとも」というところのパラグラフですが、遠隔教育を進めていく上で問題が生ずるとすれば、運用上の工夫によってその問題を低減していくことが期待されると。また、問題が解決しない場合には、さらなる法改正の可能性も否定すべきではないとした上で、具体的な工夫の方法として、包括徴収型を選択肢として用意をするということでございます。包括徴収型というのは、年間の学生1人当たり幾らという形で定めて、定額で例えば遠隔授業、オンデマンド授業にもそういう利用が可能になる。定額を支払うことによって、さまざまな利用形態、利用が可能になったり、教材の工夫が可能になったり、そういう一つ一つ、オンデマンドで幾ら、遠隔授業で幾らという定め方ではなくて、全体的として包括的に徴収することによって、さまざまな利活用が進むような方向を目指すべきである。それによって、できる限り額の少ない方向で、ディスインセンティブを生ずるという懸念を低減していくことが期待されるということが1点目の工夫でございます。

2点目が「また」以下でございますけれども、補償金額の面での配慮ということでございます。この問題については、教育関係者からもさまざまな意見が寄せられております。特に最初の4行くらいにありますが、教育関係者からは、遠隔教育の目的や教育現場における著作物の利用実態といった地域ごとの事情も踏まえた適切な運用を求める声が寄せられております。このような状況を踏まえまして、権利者団体からもそこにございますように、人口減など学校の維持が困難になっている地域の学校などでの遠隔授業の実施について「特別な配慮」を行うなどの方針が表明されていると。

今日、お手元に資料を配らせていただいておりますが、参考資料3、これが6月9日付で、この問題に関する権利者の団体の集合体であります教育利用に関する著作権等管理協議会からの意見、加盟団体は次のページの37団体ということでございます。

ポイントだけ簡単に御紹介しますと、3つ目のパラグラフですが、今回著作権分科会の

報告書に基づく制度改正が行われれば、利用環境は大幅に改善する。ただ、運用段階において、遠隔教育を推進するインセンティブを失うことがあるのならば、それは本意とすることではないということ。

今後、当然補償金の額については政府ということではなくて、権利者団体、権利者と教育関係者が協議をしながら決めていくということになりますけれども、その過程において、高校における「40人以下の同時双方向型の遠隔授業」については、特別な配慮をもって対応するということが必要と考えるという権利者団体の考え方も表明されております。

資料1に戻っていただきまして、「また」以下のパラグラフですが、権利者団体からもそういう方針が表明されているということ踏まえまして、著作権分科会としてもこのような権利者側の動きは歓迎をし、かつ、遠隔教育の推進の観点から「同時双方向型の遠隔教育」の教育政策上の意義やそういう利用実態に照らして、その金額などが適切なものになるよう、関係者に要請をしたいということで、補償金額の面での配慮ということも必要であるということが、分科会としての考え方でございます。

また、最後のパラグラフですが、我々としてはそのような運用上の配慮を行った上で、制度を改正させていただきたいと考えておりますが、その施行後においても「同時双方向型の遠隔授業」の実施状況の進展などを踏まえまして、制度上の問題、課題について必要な対応は行っていきたい。不断の見直しを図っていく必要があるというのが、今回の分科会の考え方でございます。

非常に雑駁な説明で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○原座長 大変ありがとうございます。

文化庁さんの御説明はそこまででよろしいですか。

○永山審議官 はい。

○原座長 ありがとうございます。

まず、私たちの意見を踏まえて、改めてきちんと御審議をいただいたことに、御礼を申し上げます。その上で、今日また引き続き議論をさせていただきたいと思えます。

繰り返すまでもありませんけれども、これまで遠隔教育と著作権に関して繰り返し議論をしてまいりましたのは、合同授業、それから同時双方向型の授業について、なぜ取り扱いを分けるのでしょうか。著作物の利用という視点で見たときに、何も違いがないのではないかと、扱いを変える理由がないのではありませんでしょうかという議論を繰り返してきたと思えます。

先ほど、山本大臣から国会での御議論についても御紹介がございましたが、私が見ておりましたのでは、野党の先生だけではなくて与党の先生からも文部科学委員会の中で、合同授業と同時双方向授業について、子供たちの視点から見たときに全く同じではないかという御質問があったと思えます。たしかその御質問の中で、要するに合同授業と同時双方

向の授業というのは、配信をする先生のところに生徒がいるかないかというだけの違いのわけですが、たまたま合同授業でやっていて、配信側の先生のところにいた生徒さんがトイレに行ってしまったら、許諾をとらなければいけなくなるというのはどうなのでしょうかというような御質問もなされていて、全くそのとおりでなと思って私も聞いておりました。そういったことも踏まえて、ここの差異を設ける理由は何なのかということ、今日は改めて議論をさせていただければということが1点。

もう一つ、これは今、御説明をいただいた中でもありましたけれども、ディスインセンティブの議論が重要だと思っております。なぜ取り扱いを変えるのかということは、決して私たちは単にロジカルに理由をつけるということだけを目的にやっているわけではなくて、ここに差異を設けてしまうことによって、ICTの導入やあるいは特定の遠隔教育の方式を使いづらくなる。現場の先生方から見たときに、無償と有償という取り扱いの差が設けられていることによって、こちらはなかなか使えないということになってしまわないのでしょうか。それによる影響というのを強く危惧をしているわけでありまして。その観点で、今回ディスインセンティブについて、このような議論がなされましたという御紹介をいただいておりますが、その点についても改めてさらに検討をさせていただければと思っております。

委員の皆様からの御質問をいただく前に、私から1点だけ先に御質問させていただきますと、資料1の1ページの真ん中あたりですが、利用される著作物の量が特に少なくなることが制度上担保されている要因がないので、引き続き無償にすべきであるという御説明であったかと思えます。特に少なくなることが制度上担保される必要がなぜあるのでしょうか。同等であってはなぜいけないのでしょうか。

○水田著作権課長 お答え申し上げます。

検討に当たりましては、検討の経緯の中で現在の学校における著作物の利用される量が、現行の著作権法が制定された昭和45年当時と比べまして、あらゆる利用形態といいますか、教室での実際の複製、紙による複製にしても、その他の同時授業における送信ですとか、そういったものを含めた全ての利用形態においてかなり多くなっていて、補償が必要なレベルに達しているといった評価がなされているわけでございます。したがって、そういった中で、特別に「同時双方向型の遠隔授業」が、そうではないという複製も含めたその他の利用の仕方と比べて、著作物の利用量が少ないのだといった理由があるのであれば、またそれは別の問題として検討の余地があるということでございますが、それはそこまでの制度的な担保はなされていないのではないかとこの評価でございます。

○原座長 一旦御趣旨は理解しました。

委員の先生方から御質問、お願いできますでしょうか。

では、村上専門委員。

○村上専門委員 どうも御検討ありがとうございました。また、御説明ありがとうございます。

資料1の2ページ目で包括徴収型を検討するというところで、「年間の学生一人あたり〇円」という取り方を検討するというお話をいただきました。

参考資料2の方で、これは前回の資料でもありますけれども、下から3行目で「不利益は軽微でない」、軽微か軽微でないかというのが、どのような基準で誰が判断するのかは分からないのですが、これは原則補償が必要と。ただ、左の対面授業と左から3行目、「遠隔合同授業」は無償ですよと絵としては描いてはありますが、包括的に取るということは、対面型も遠隔授業もひっくるめて全部補償金を取りますよと現場では理解してしまうように思いますが、そういう制度を入れようとしているという理解で合っていますでしょうか。

○永山審議官 制度としては、今回新たに許諾権を制限して有償型の補償金請求権型に、そういう形の権利制限をする部分については包括的ということですので、参考資料2でいいますと、現行制度で許諾不要で無償の部分については含まれない。それ以外の部分、アレンジの部分については、包括的に料金設定をする方向で検討すべきというのが分科会の考え方でございます。

○村上専門委員 そうなると、2と3の違いの明確な説明がやはり必要になるかと思ってみて、私は包括的に全部取るということに対して決して否定的ではないのですが、現行の法律をどうするかという問題があるにせよ、現場がとにかく導入しやすくわかりやすいのであれば、包括的な費用の扱いもあるのかなと思うのですが、今のように1の左と2は無償でという、やはり現場の混乱が生じるように思うのですが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

○永山審議官 そこは分科会でもさまざまな議論があったわけですが、今回この場では高校の議論だということに限定した議論というのは承知しているのですが、分科会の場では著作権制度全般の議論をする中で、今回高校について、仮にこういう形は無償の形に整理したときに、ほかはどうなるのだろうか。専門学校や大学についてどうなのかということ考えていったときに、また新たな格差といいますか、現行でも取り扱いの差があるわけですが、それに新たな差を設けるということ、新たなディスインセンティブといいますか、問題というものが生ずるおそれもあるのではないかと御議論がありました。今回、著作権分科会の考え方としては、法的安定性と申し上げましたが、現行許諾不要で無償で対応できるところについては、現行の取り扱いを変えないということについて、その点では混乱は生じないと。ただ、現行では許諾を得ないと使えない部分については、一定の補償金、ワンストップの窓口について補償金を払うということによって、今、使えないものは簡易に使えるようになるという意味で、混乱というものは全くないとは申し上げませんが、低減できるのではないかと考えております。

○村上専門委員 今回のテーマが遠隔授業で、なおかつ高校を対象にしていますけれども、今後制度設計をしていただくに当たって、遠隔授業以外のICT利用も含めてやはり著作権に対する補償をするなり、費用負担をするなり、いかに現場に負担をかけないか、現場の

負担をゼロにするかというのと、先ほど原座長がおっしゃったディスインセンティブにならない、むしろICT活用を推進するための制度設計というのをどのように進めるかというのが極めて重要だと思いますし、関心もすごく高く持っています。引き続き、今回のこのテーマ以外のICT活用全般における著作権問題については、こちらのワーキング・グループでも是非ウオッチしていきたいと思います。

○原座長 ありがとうございます。

今回私たちは遠隔教育というところから議論をスタートして、高校の「同時双方向型の遠隔授業」のところに絞って議論をしてきていたわけですが、正にこの議論をしてきた中で今、村上さんがおっしゃった、対面の授業の中でも従来紙で配っていたのは無償だけでも、これから増えていく子供たちに端末を配ってそこにもものを送るということにすると、今後は補償金の対象にするという、そこは制度が分かれていくというのが、これから顕在化をしていくことになるのだろうと思います。そこは遠隔教育からさらに一步踏み越えて、私たちは引き続きここは議論していかないといけないのかなと思います。

それから、先ほどの一つ前の質問に戻りまして、ディスインセンティブの議論で高校の遠隔教育について、別の制度にすると、専門学校やほかの学校と比べたときにまたそこで差異が生じて、別の虫食い状態、別のディスインセンティブが生じるのではないかという御議論があったように承りました。そこは私どもの理解では、今回の私たちの議論というのは、飽くまでも高校の遠隔教育のところをまず議論しましたので、そこを中心に御意見を申し上げています。高校の「同時双方向型の遠隔授業」と、私たちの目から見ると実質的には同じだと思われる合同授業や、対面の授業との扱いを変える理由は何なのでしょうかという議論をさせていただいたわけです。ただ、これは決してそこだけに絞ってやってくださいと申し上げているわけではなくて、より広い言い方をすれば、対面の授業と同等と考えられるようなものについては、基本的に同じ扱いにされたらよろしいのだと思うのです。決して私たちが今、議論していた高校のところだけに絞って別の制度にしてくださいと申し上げている趣旨では全然ないですという前提で、引き続き御検討いただければと思っています。

何かコメントはございますか。

○水田著作権課長 一つ、引き続きというタイムスパンはどのくらいをイメージされていますでしょうか。

○原座長 この制度化は、まだこれから文化庁さんで御検討されるところだと理解をしておりますので、引き続き私たちも検討していくものだと思っております。

○秋山著作権課長補佐 先ほど座長から御指摘がございました、対面授業と同等のものについて、取り扱いをどのようにするかを議論するべきだという御指摘に関しましては、4月の分科会の議論、それから今回の議論の中では一応整理がなされております。対面授業もやはり現行法制定当時から比べますと、補償が必要な程度に既に不利益を生じているという認定をしておりますので、対面授業も含めて本来は補償の必要性があるというところ

は変わらないわけでごさいます、今般の分科会の整理としましては、そこは教育現場の混乱への配慮から、次に制度改正するときには、まずは無償のままでやらせていただくという方向で、今回文化審議会の議論の内容を御報告したという次第でごさいます。

○原座長 御趣旨は先ほど御説明をいただきましたので、一応理解をしたつもりです。要するにおっしゃっていることは、対面の授業についても補償金の対象に将来的にはすべきなのだと考えています。ただ、当面すぐにはそこにはいけないので、対面の授業、これまで無償に扱ってきたものについては、当面は無償と扱いますという御説明をされていたのだと思います。その上で、現在無償になっていない部分については、先ほど御質問した点ですが、著作物の利用が特に少なくなるという特殊なものに限っては別の検討の余地があるけれども、それ以外のものについては補償金の対象にするという整理をされた。それが文化審議会でなされた整理ですということは理解をしたのですが、その上で伺っておりますのは、そうはいつでも著作物の利用の程度が同等なものについて別な扱いをされるということによって、やはりディスインセンティブが生じるのではないかと、現場でも混乱が生じるのではないかとというのが、今、村上さんもおっしゃった点で、そこについての配慮、あるいは制度上それをどう解決していくのかということについて、教えていただければと思っているのです。

○秋山著作権課長補佐 本日の文化審議会の利用のまとめの内容としましては、制度上の差異を設けてしまう、いずれも補償が必要な行為であるにもかかわらず、一部を補償しないという形での差異を設けてしまうということにつきましては、そういうものを提言いただいておりますので、その結果差異が生じるということは、ある種やむを得ないということの理解のもとでそういう提言がされているわけでごさいます。したがって、今回の審議会の提言にのっとって制度改正をまずはさせていただくとともに、制度の運用上の工夫によりまして、皆様からいただいた御指摘への対応をどこまでできるのかということ、まずやらせていただきたいと思っております。

○原座長 制度の運用によってこうやって解決ができるのですということをお示しいただけるのであれば、その前提で検討ができるのですが、運用上の解決策というのが、申しわけありませんが現時点でまだ十分に示されていると思えません。とすれば、制度上の差異をやはり設けないほうがいいのではないかと議論になる可能性もあると思うのです。恐らく、通常国会も終わっていますので、すぐに法案を出さないといけない、すぐに制度上の扱いについては結論を出さないといけないという状態では必ずしもないのだろうと思っておりますので、その中で引き続き議論をさせていただければと思っています。今日、残りの時間もその議論を引き続きしたいと思っています。

○永山審議官 若干手続的なことを申し上げると、運用上の配慮というのは、権利者と実際の利用者である教育団体が議論して話し合う中で、当然権利者もそういう配慮や工夫をするということで、先ほど資料、参考資料を御覧いただきましたけれども、そこでさまざま議論があって、いろいろな運用上の配慮、これまで御指摘いただいていることが行わ

れるということで、まず手順としては、制度が法改正で動き始めて、では、具体的にこういう配慮をしていこうという形に、制度的にはならざるを得ない順序になっていきますので、その点は御理解いただければと思います。

運用上の配慮としては、先ほど申し上げた2点、包括徴収型、定額でさまざまな利用が可能になるような形で、例えば先ほどの参考資料2でいいますと、3だと幾ら、5だと幾らということになりますと、3の「同時双方向型の遠隔授業」だけをやっている学校が、仮にオンデマンドをやろうとしたときに、追加でまた払わなければいけないということではなくて、3から5、それを包括で幾らという形に定めれば、その学校で必要な形のさまざまなICT活用ができるという形で、そういう垣根といいますか、学校側が余り3なのか5なのかということを意識しないでさまざまな利用ができる。そういう形で運用上の配慮を行うことによって、ディスインセンティブについてゼロとはいいませんが、かなり低減できるのではないかとということで、分科会の中ではそういう方向を目指すべきだということ、3の高校における遠隔授業については、特別な必要性というものは認められますので、そこについては補償金額の設定に当たって十分な配慮を行うという2点については、配慮をさせていただくということは、分科会としては要請をさせていただき、権利者団体からはそういうことをするというので、今回はまずはできる限り早く制度を動かしたいと思っておりますので、そういう形で進めさせていただければと我々は思っております。

○山本大臣 今の原座長の質問にきちんと答えられなければ、私は閣議でサインしません。それだけは言っておきます。

(山本大臣退室)

○大田議長 確認ですけれども、「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」で補償金の扱いを変える理由は、法的安定性以外にはないのかと。これが1つ目です。

それから、対面授業の中でコピーをとる場合と、iPadのようなICTを使う場合の扱いが前回もかなり議論になりました。これから育つ子供たちに、紙でコピーするのは無料だけれども、ICTを使うとお金がかかるという扱いでいいのかと。この取り扱いの違いも法的安定性以外にはないのか。これが2つ目の質問です。

3つ目が、原座長がおっしゃった運用上の工夫についてですが、包括徴収型というのは結局は補償金の払い方ですから、資料の表の2と3の間の差異を縮めるものにはならないわけですね。とすると、2と3の違いを縮めるためには、なるべく補償金を少額にするということしかないのか。これが3つ目です。

4つ目は、資料の表で、対面授業の中のグリーンとオレンジを縮めるための運用上の工夫は何かお考えか。これが4つ目です。お願いします。

○水田著作権課長 まず、最初の御質問はたしか2と3の違いですね。

○大田議長 2と3の違いは法的安定性以外に何かあるのか。

○水田著作権課長 結論から申しますと、法的安定性のみでございます。といいますのは、前提として繰り返し申し上げているように、いずれも本来であれば補償金が必要なレベル

に達しているということからしますと、法的安定性ということのみを考えれば、それ以上の議論はする必要がないと言うと語弊があるかもしれませんが、そのみの判断でグリーンのところを残しているということでございます。

それから、紙で配っているものとタブレットにした場合の違いということでございますが、これも結論から言うと、法的安定性というところに尽きることになるかと思っております。結局、今まで無許諾、無償でできていたものについては、現場の混乱ということを考えてときに、そこはそのまま当分の間といいますか、残したほうがいいのではないかということが、これまでずっと関係団体などからヒアリングをしてきた結果を踏まえて出した結論でございます。もちろん本来であれば違いがなくて、例えば補償金の対象とするといった整理にしたほうが現場の混乱もないという意見も当然あったわけでございますけれども、それよりは今まで無償だったことを有償にすることの影響、ここを教育関係団体の方も非常に強く懸念を示していたといったことがございますので、これについても同じ結論でございます。

それから、包括徴収型にした場合でも2と3の違いは残るのではないかと。おっしゃるとおりだと思っております。そこにつきましても、まず、制度の趣旨については、また法改正の際といいますかその後といいますか、そこは丁寧に現場に対しても説明していくべきだと思っております。そこにつきましても、現場についても非常にそこら辺を使っているのか悪いのか懸念をされている方については、現行法もかなり詳しく御理解いただいていると思っておりますので、ある意味それは現行法と変わらないと。要するに、無償でできる面と今までは許諾プラスライセンス料という手続だったわけですが、今度は補償金ということですが、そういった何らかのことが必要だということに関しての線引きが今までと変わっていないという整理にしておりますので、そこら辺を丁寧に御説明する必要がありますかと思っております。

グリーンの部分とオレンジの部分、最後でございますが、これを縮めていくということでございますが、これに関しても4月の段階でまとめました報告書におきましても、教育現場ということも考慮した上での料金設定というか、そういったことについての配慮も書かれておりますので、その辺は今後法律ができますと権利者と教育関係団体の間で正式な協議の場が設定されますので、そういった中でも調整していく必要があろうかと思っております。また、その運用状況なども見ながら、今回も最後にまとめていただいておりますけれども、さまざまな課題があれば、そこは不断の見直しをしていく必要があるかと思っております。

○原座長 高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 著作権独特の話もあるかと思っております。今回の法改正は、どういう内容になるのでしょうか。その法改正の上で、一体、今、おっしゃっているような方向性を、どういう形でどういう手順で制度的に実現しようとしているのか。いま一つ今後の手順が分からないために、曖昧な印象を与えている感じがしているのか、そこをお教えい

ただきたい。

それから、選択肢というお話が出てきました。そうしますと、3のみの課金制度もあるし、3から5を包括した課金制度も両方選択肢として提供するというのでしょうか。

さらに、私はよく分からないのですが、1は当面对象にしないという議論になっていたのか、それとも1、3、4、5を全部包括的な課金と考えていらっしゃるのか。

その辺を3つ、お聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

○原座長 お願いします。

○秋山著作権課長補佐 前半部分の法改正がどうなるのかということの手順はとおっしゃった御趣旨を確認させていただけますでしょうか。どういうお答えを期待されているのか。

○高橋委員 ですから、今回は、法改正は要らないということですか。

○秋山著作権課長補佐 現行法上、公衆送信をするという行為につきましては、2番以外は許諾を得て有償でやらなければならないというのが現行法の立付けでございますので、1のオレンジの部分、それから3、4、5、いずれも許諾なく利用できるように法改正をしていくということを考えております。その際に、先ほど申し上げたオレンジの部分につきましては、補償金請求権の対象とするという制度設計を考えてございます。

○高橋委員 補償金請求権の規定を入れるわけですか。

○秋山著作権課長補佐 そういうことを考えてございます。

○高橋委員 その補償金請求権は、法制度上はどのような形で決めるのでしょうか。

○秋山著作権課長補佐 ここに先ほど申し上げたような行為をする場合に、補償金を支払わなければならないというような規定を入れることになります。

○高橋委員 その場合の補償金の合理的な額の決定方法というのは、どのようなようになるのでしょうか。

○秋山著作権課長補佐 詳細な制度設計につきましては、これから法制的な検討の中で行っていくこととなりますが、現段階におきましては、窓口の一本化ということをしなければなりませんので、そういうことにつきまして、法律上何らかの位置づけを置き、その際、窓口というのは補償金の請求権の行使をする団体についての定めを法律上置くということをごさいますして、その中で金額の設定方法など手続面につきましても一定の定めを置くということを考えております。ただし、金額自体に関しましては、原則関係者間の話し合いなり協議ということは、通常著作権法上では求めていかなければならないと考えておりますので、そのあたりは詳細な制度設計の中で引き続き考えていきたいと思っております。

○高橋委員 それも全部含めて法律改正の事項ですよ。

○秋山著作権課長補佐 さようでございます。

○高橋委員 そうすると、それは来年の通常国会ですか。

○永山審議官 文化庁としては、ほかの改正項目も含めて至急の改正が求められている項目が多ございますので、できれば次の国会で提出させていただきたいというのが、我々の考えでございます。

○高橋委員 そうしますと、その前に、私どもに対して実際上の支障がないということの御説明を頂戴する機会があり得るということだと思います。機会的には法案を提出する前に、負担がないということの制度設計の御提示というのにはあり得るのではないかと思います。

○永山審議官 負担がないというところの御趣旨があれですけれども、法改正として盛り込むのは基本的な制度、新たに現在許諾が必要なものについて、権利制限の対象にすること。また、その補償金の額の決定の基本的な枠組み。こういう枠組みで決定をしていくことを盛り込んでいくことになりますので、補償金額をどう設定していくのかという具体的な仕組み、取り方については法改正後ということにはなりません。

○高橋委員 同じ文科省の中ですから、学校教育部局と補償金の払い方についても協議があって、要するに予算的にどうするのかなどの協議があるはずです。それが当然教師の負担にならないとか、個別の遠隔授業をやろうとするときに公費で払えるとか、そのようなことを含めて、実際上の負担にならないという話もあるはずです。そこのところの御説明はきちんと文科省としてされる可能性はあると思うのです。

○永山審議官 おっしゃる点は調整が必要だと思っております。したがって、これは法改正事項でまだ確約はできませんが、法改正後、半年くらいで施行するのが著作権の場合通例なのですが、これについては改正ができた後にも関係者間の議論が必要ですので、一定の期間は施行までにあけるという形で、その間に議論をするというのが今、考えているスケジュールでございます。そこでさまざまな配慮をしていくことになろうかと思っております。

○高橋委員 そうすると、政令の制度設計の中でそこはクリアしたいと、こういう御趣旨でしょうか。

○永山審議官 施行から具体的には1年以上、2年など期間をあけて、準備が整い次第ということになろうかと思っておりますので、その間に具体的に包括徴収型をどういう形で導入をするのか、額はどうするのかというのを関係者間で議論いただくということになります。

○高橋委員 では、原座長にお譲りしますが、そこで、だめな場合に、ちゃぶ台返の話は、規制改革推進会議としてあるのかなのかということ、原座長に御確認いただければと思います。

○原座長 正にその問題だと思っております。運用上の工夫によって差異を低減していくのです、差異はあることはあるのですというお答えだったと思います。差異を低減していくのですということだったのですが、やはり私たちとしては、それを具体的にどういった方策で、どこまで低減できるのかということをお示しいただけない限りは、この制度に差異を設けるということで結構ですとは申し上げがたいということだと思っております。なので、審議官がおっしゃるように、制度をつくってみないと運用の議論になかなか踏み込めないのですということとは一定程度理解はしますが、そうはいつでも具体的にどう低減していくのかということ、今日いただいた御説明だけでは、差異はやはり生じるのです

ねとしか思えないのだと思います。

○高橋委員 国会審議のときにも政令事項まで説明する法案もあるはずです。政令の方向としてはこういうものですよということを国会審議の前に出す方向というのは、法案によってはあり得るのだと思うのです。そういう意味では、国会審議前に政令事項のある程度についてもきちんと負担にならない形で、政令をこういうように制度設計しますという御説明は、初等中等教育局と調整の上、御提示いただけるのではないかと思います。御作業が大変だと思いますけれども、そういうことはお考えにならないでしょうか。

○永山審議官 法案の中身を議論しているのですが、御理解いただけていない点もあろうかと思いますが、制度の枠組み自体は法令で定めますけれども、具体的に料金をどのように設定するか。これは権利者と利用者間の話でございますので、国が何かこういうようにしろというそこまでの権限はなかなかないので、今回は分科会の方からこういう方針が出て、当然権利者団体もそれを十分尊重してというところまで現在来ておりますので、そういう方向で当然関係者間の議論が進んでいくということになるかとは思っています。

○高橋委員 ですから、繰り返しますが、そういう話し合いも前倒しでできるはずなのです。政令事項だって、今、言ったように国会審議にかけるとなると法律もあるので、具体的な支障がないということが論点になれば、そこを前倒し的に関係者団体で御議論いただいて、法案提出と同時にとか多少前のタイミングで私どもに御説明という段取りは、十分あり得るのではないかと思います。

○原座長 いかがですか。

○秋山著作権課長補佐 具体的な制度設計がどういうものになるかということも、権利者団体及び教育関係者団体にどういう法的地位のもとで協議を行っていただくのかということにも関連してまいりますので、そこは誠に恐縮ではありますが、最終的な形というのはやはり制度の中身が明らかになってから定まることとなります。法制度が成立する前から制度に基づく議論を開始するというのは、国会の審議を尊重するという観点からも、行政としては一定のそういうことに対する配慮といえますか、理解もしなければいけないと考えております。

○高橋委員 繰り返しますが、政令事項だって国会審議の対象になっているような制度がいっぱいあるのです。ですから、特に議論になっているような政令事項については、こういう方向ですよということを国会審議の場でお示しするという事は国会審議の場であり得るので、そういうことは十分あるのではないのでしょうかという話をしているのです。

○秋山著作権課長補佐 すみません。説明が不十分で失礼いたしました。

今回他の著作権法上の類例を見てまいりますと、金額の決め方を政令で具体的に定めるということは、現行の法体系ではそういう立付けにはなっていないところがございます、基本的には法律あるいは政令上は、関係者間の協議の手続といったところまで定めるということになるかと思っております。それ以降の具体的にどういう徴収の仕方をするのか、金額を幾らにするのかといえますのは、法令が施行なり成立した後に、具体的な議論がされて

いくということにならざるを得ない状況だと考えております。

○原座長 どうぞ。

○刀禰次長 事務局から申し上げますけれども、今、委員の先生方が言っておられるのは、やはりもともと座長からまとめていただいた懸念があって、その懸念が具体的に今後の、まず法律においてどういう形になり、それが法律の成立後にどのような形になって、最終的に懸念が解消されるかどうかを確認したいということをお願いしているわけです。

文科省のおっしゃっていることは、法律上の手順としては形式的にはそのとおりなのですが、すけれども、高橋委員からもお話があったように、いろいろな物事の考え方を前倒しで示していくということは、当然行政でできることなのです。もちろん国会の審議もありますから、国会の方の御意向があるものについて勝手に決めることができない場合もありますけれども、少なくとも法律改正を提案する省庁としては、こう考えているのだということを示すことは十分できる話なのだろうと思います。

ですから、まず今の時点で、本日お示しすることができないのはわかりませんが、法律事項としてこういう事項があると想定されて、こういうことを書いていこうと思っている。その上で、手順としてはこういうことは法律制定後、審議官がおっしゃったように一定の期間後に最終的に施行するのでしょうか、施行するまでの間にこういう作業が必要になる。その作業について、文部科学省としては今、あったような課題について、こういうことを考えている、又は期待をしている、こう考えているのだということの一つ、次の国会で法案を提出する前に、先ほど山本大臣からも話がありましたので、閣内で意見が整っていないと法律が出ませんので、そこを御説明いただくということが大事だと思うのです。そういうことについて前向きに御対応をいただく。

それから、当規制改革推進会議に対してもそうですけれども、あとは作業としてそういう作業を、もちろんできることとできないことが論理的にあらうかと思いますが、できることについては最大限ちゃんと前もって示していくのだというおつもりがあるかどうかをはっきりとさせてほしいということなのですけれども、審議官、いかがでしょうか。

○永山審議官 刀禰次長がおっしゃったように、これから法律でどういう内容を盛り込んでいくのかということは、法制局、関係部局と調整をし、最終的には法案ですので閣議決定ということで、当然山本大臣にも御了解いただかないと国会に提出できない。それが大前提でございますので、法改正までにこういうことはできる、その上で文化庁としてこういうことを配慮して、こういう形に持っていきたいということを整理して、法案を国会に出すということであれば、その前にそういう意味での法案についての御相談というのはさせていただきますことになろうかと思っております。

○高橋委員 山本大臣があのようにおっしゃいました。この点は整理しておかないと我々も山本大臣に説明を差し上げられません。そこは文部科学省としても、山本大臣に御説明できるまでに整理をして、ワンチャンスありということをお願いして山本大臣に我々も御説明できるように、できればお願いしたいということでございます。

○原座長 是非そういった形でお願いしたいと思います。

これからの議論に向けて1点だけ確認をさせていただきたいのは、補償金額の設定については、政令や省令で具体的に何を定めて、最終的にはいつ、誰が、どう決められることになるのでしょうか。

○秋山著作権課長補佐 詳細な制度設計はこれからでございますので、まだ確定的なことは申し上げられませんが、補償金を管理する団体というものを法律上定めることになるかと考えております。通例、政省令などにおいて、金額の定め方や具体的な金額ということ为国が定めるということはございません。したがって、法律上、管理団体の金額の定め方の手続を法律上定めていくということを考えております。例えば、他の類例ですと、権利者団体と教育関係団体の方で協議をしていただいて、それでちゃんと合意形成をした上でその金額を定めるという手続を法律上定めまして、もしそれが整わない場合には、国がしっかり間に入って、裁定をしていくというような手続を定めていくということはあるかと思っております。

○原座長 どうぞ。

○田和室長 ちょっとよく分からないところは、要は補償金というのは一体誰が払うのですか。つまり個人の負担なのか、学校の負担なのか。では、学校の負担のときには、いわゆる地財計画で面倒を見るのか。要は、片方は無償で片方は有償で、文化庁のこの審議会でいうと、利用の円滑化のバランスに配慮しろといっているのに格差を設けるとということ自身が、まずバランスを失っているわけです。そのときに、負担のあり方がどういうあり方なのかという、そこに踏み込んで議論を進めない、その議論は全然進まないのです。一体どういう支払いをそれぞれ想定しているのか、誰が負担するのを想定しているのかというのははっきりさせないと、議論が前に進んでいかないと思うのです。

○永山審議官 著作権法上の観点からは、補償金を払う義務があるのは利用者になります。したがって、今回の議論になっている遠隔授業、遠隔授業についての実施主体、利用者は誰かという、少なくとも学校。ですので、公立であれば設置者である教育委員会、私学であれば学校法人という形になろうかと思えます。ただ、それを例えば義務教育は無償ですけれども、これは授業料が無償なので、教材費などは個人負担をさせたりしていますので、それをどういう形で費用負担を転嫁するのかどうかということについては、公が負担するのか、それとも個人に転嫁するのかというのは、そこはそれぞれの判断という部分もあるかとも思います。ただ、著作権法の観点からいうと、それぞれの利用者が負担をするということにはなりません。

○刀禰次長 ですから、そういった点も、今日は文化庁さんだけ来ていただいていますけれども、文部科学省の本省においても、学校現場はどういう負担をして、こういう制度になれば教育現場としても混乱がないということが言えるかどうかということのも大変大事な観点だろうと我々は思っています。また、遠隔教育を推進するとなると、文化庁も文化審議会の方々も皆様言っていると思いますが、文部科学省全体としてこの新しい仕組

みが入ったとしても、ちゃんと遠隔教育に支障がなく推進できるのですという話も我々はお聞きしたいと思うのです。そういったことまで含めて、きちっと前倒しで整理をしていただきたいと、こういう趣旨であります。

○高橋委員 私の先ほどの初等中等教育局も含めてちゃんと持ってきてくださいねというのは、そういう趣旨です。

○原座長 是非お願いします。

あと、1点だけ。私は先ほど手続で御質問をした中で理解できなかったのは、年間の学生1人当たりといったことはどこで決まるのですか。

○秋山著作権課長補佐 これも法令的にはまだこれからなのですが、他の類例を参考にしますと、法令上そういうことを定めるということは一般的ではないと思っております、そこは先ほど申し上げたような関係者のプロセスの中で決まっていくということを想定しています。

○原座長 そのプロセスの中で決まっていって、年間の学生1人当たりという方式を選択肢としては用意するけれども、そうならないかもしれないということですか。

○永山審議官 完全な可能性としてはそうならない可能性はゼロとは言いませんが、ただ、こういう議論が行われているということは、当然関係者は全て承知していますし、その上で、先ほど御覧いただいた参考資料3のような権利者団体全体からの御意見も来ていますので、そういう形になるとは思っております。

○原座長 今日伺っていてもいろいろとまだ不透明なところ、決まっていないこと、よく分からないことが非常に多かったように思いますので、引き続きよく整理をいただいて、また議論をさせていただければと思います。

それから、今、最後に刀禰次長も言われましたけれども、やはり文部科学省全体としての判断ということは非常に重要だと思っております。文化審議会の著作権分科会で、今回正に著作権の御専門の方々でのきっちりとした御検討をいただいて審議をいただいたということは、大変ありがたく思っておりますし、ここで出された結論については私どもも敬意を持って受け止めているわけですが、そうはいっても制度上の差異が設けられることによってICT教育の導入を阻害してしまうことにならないのかどうかということについては、ICT教育の推進を積極的に推し進められている文部科学省さん全体として御検討いただくべきことかと思っております。

したがいまして、大体時間になってきておりますが、私どもが申し上げておりました高校の同時双方向型、それから合同授業の取り扱いの差について、合理的にその差がなされているというようにはまだ考えられないということかと思っております。これらの方針についての制度改正について、補償金制度がICT教育の普及の阻害要因になってしまうという懸念も私どもは持っているわけです。したがいまして、文部科学省さんにおかれて引き続き文化審議会での御意見、また私どもが申し上げている意見、今日差上げた議論も踏まえて、さらに御検討をいただいて、今日お願いをしました事項については、また引き続き御説

明をお願いできればと思います。このワーキング・グループで引き続き取組状況のフォローをしていくということにしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

議長、よろしゅうございますか。

○大田議長 はい。

○原座長 では、大変ありがとうございました。

あと、事務局からお願いします。

○西川参事官 次回のワーキング・グループにつきましては、事務局からまた追って御連絡を申し上げたいと思います。

○原座長 ありがとうございました。